

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	SUN Wen (そん ぶん)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	甲 第 1258 号
○授与年月日	2018 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	中国の犯罪体系—その沿革と課題—
○審査委員	(主査) 松宮 孝明 (立命館大学大学院法務研究科教授) 植松 健一 (立命館大学法学部教授) 安達 光治 (立命館大学法学部教授)

### <論文の内容の要旨>

本論文は、刑法の犯罪体系に関し、中国における伝統的な「四要件体系」と新しい「三段階体系」の争いを素材として、中国においてこれら二つの犯罪体系が持ち込まれた経緯を明らかにし、それを通じて、論争に決着をつける手掛かりを得ようとするものである。全体は、三部から成る。第一部では、現代中国の通説的な「四要件体系」と中華民国時代の「三段階体系」を明らかにしている。第二部では、伝統派の犯罪体系に大きな影響を与えたソビエトの犯罪体系を検討し、そのソビエトの犯罪体系の「前史」となる帝政末期のロシアの犯罪体系とその起源を探求し、それが 19 世紀中ごろのドイツ・ベルナーの犯罪体系に辿り着くことを明らかにした。第三部では、現行法である 1997 年刑法典への改正の経緯と、伝統的体系に挑戦する新しい体系の主張者および伝統的体系を維持する者らの代表的な見解を紹介して、論争がかみ合うための課題を明らかにしている。

その目次は、以下のものである。

#### 第一部 中華民国時代の犯罪体系

##### 序章

##### 第一章 中国の四要件説の検討

##### 第二章 中華民国時代の立法

##### 第三章 中華民国時代の犯罪論体系

##### 第四章 中華民国時代の犯罪体系論の検討

##### 第一部のまとめ

#### 第二部 中華人民共和国の犯罪体系の起源

第一章 中華人民共和国「1979年刑法典」時代の犯罪体系

第二章 ソビエトの犯罪体系およびその中国への輸入

第三章 帝政末期のロシアの犯罪体系

第二部までのまとめ

第三部 現代中国の犯罪体系の行方

第一章 中華人民共和国「1997年刑法典」時代の犯罪体系と犯罪論体系

第二章 現代中国の犯罪体系論

第三章 結論の章

<論文審査の結果の要旨>

・論文の特徴

本論文は、おそらく中国では誰も検討したことのない「四要件体系」とドイツ・ベルナーの犯罪体系との繋がりを明らかにした点で、きわめて独創的なものである。これにより、単にどちらの見解が正しいかといった論争ではなく、どこに違いがあるのか、歴史的にどのようなことが議論の参考になるのかといった論争の視点を明らかにすることに成功している。その結論は、中国ばかりでなくドイツの研究者にもインパクトを与えるものであり、また、わが国の社会主義法・ロシア法・中国法研究にも影響を及ぼすものであろう。

・論文の評価

**【1】研究課題とその意義の明確性：**本論文には、以上のように、研究課題とその意義が明確に示されている。

**【2】研究方法の適切性：**研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられており、そこに方法論上の不備や不適切な点はない。

**【3】叙述内容の論理性および体系性：**章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題はない。もっとも、叙述には若干の重複が目立ち、また、研究が進むにつれて当初の問題意識が徐々に進展する等、体系的な叙述という点では粗さも見られる。

**【4】研究内容の独創性：**前述のように、本論文は、先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められ、当該分野の学界において当該テーマに関する傑出した業績として高評価を得ることが予想される。

**【5】研究内容の国際性：**申請者にとって外国語である日本語やドイツ語の文献、また審査委員にとって外国語である中国語の文献の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとしており、当該テーマに関する国際的な議論状況に多大な貢献をしているものと評価できる。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は2018年7月20日14時から16時まで、立命館大学衣笠キャンパス学而館2階第3研究会室において、審査委員ほか20名の参加で行われた。

本論文の主査は、申請者と本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における大学院の授業および研究会報告などの様々な研究活動および日常的に研究討論を行ってきた。

また主査および副査は、申請者が公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。